

第 8 次計画策定時以降の国の動向

1 廃棄物処理法

1 廃棄物処理法の改正（平成 27 年 8 月）

- 「国の基本方針」及び「都道府県廃棄物処理計画」に規定すべき事項の追加

【追加された事項】

- ① 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ② 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ③ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

2 国の基本方針（平成 27 年 12 月改定予定）

- 1 の廃棄物処理法改正を踏まえ、国において基本方針の改定が行われる予定

2 関連計画等

(1) 第 3 次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

廃棄物の処理について、以下の取組が求められている。

- リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- 東日本大震災の反省点を踏まえた災害廃棄物処理体制の整備
- エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月）（計画期間：平成 25 年度～29 年度）

市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加しているため、施設の高度化を含め、計画的な施設整備が求められている。

(3) 災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）

県及び市町村は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策等について定める「災害廃棄物処理計画」を策定するよう求められている。

(4) 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月）

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が遅れることのないよう、廃棄物処理施設の整備や処理体制の強化が求められている。

3 関連法

(1) 放射性物質汚染対処特措法（平成 24 年 1 月施行）

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について規定

(2) 小型家電リサイクル法（平成 25 年 4 月施行）

使用済小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタル等がリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応として、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置について規定

(3) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年 6 月施行）

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造等を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について規定

4 その他

(1) 温室効果ガス排出削減目標の提出（平成 27 年 7 月）

CO₂ 排出量削減に貢献するため、廃棄物の排出抑制が求められている。

※温室効果ガス排出量を平成 42 年度に平成 25 年度比でマイナス 26% の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO₂）とする約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出